

令和4年10月「選定療養費」 の料金改定に関するお知らせ

診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域医療支援病院では、紹介状をお持ちでない患者さんに対し、以下の徴収が義務付けられました。

初診においてお支払いいただく選定療養費

- 他の医療機関からの紹介状を持参されず、その症状について初めて外来診察を受けられた場合
- 治療中の疾患が終診になった後の診察や、患者様が自己の都合で診察を中止する等、医師が初診と判断した場合等

医科

7,700円（税込）

歯科

5,500円（税込）

再診においてお支払いいただく選定療養費 （受診の都度）

- 浜田医療センターから他の医療機関へ文書による紹介がなされた後に、紹介先の医療機関からの紹介状を持参されずに再度、浜田医療センターを受診された場合 等

医科

3,300円（税込）

歯科

2,090円（税込）